

事 務 連 絡
令和4年5月17日

各建設業者団体事務局等担当者 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

国土交通省直轄工事における
建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事
の積算について（参考）

国土交通省直轄工事における建設キャリアアップシステムの活用については、「国土交通省直轄工事における建設キャリアアップシステムの活用について」（令和4年5月17日付け事務連絡）により、参考送付させていただいたところです。

今般、国土交通省直轄工事における建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算について、別添のとおり、各地方整備局等宛てに通知しておりますので、参考送付させていただきます。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

国技建管第1号
令和4年4月28日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算について

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、「建設キャリアアップシステムの活用について」（令和4年4月28日付け国会公契第2号、国官技第2号、国北予第1号）により、国土交通省直轄工事において取り組む事項を定めたところであるが、このうち、当該通知において規定するCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事における積算上の取り扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事のうち受注者がモデル工事に取り組む場合において、CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。

この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。また、予定価格の設定にあたり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。

1. 用語の定義

①カードリーダー

CCUSに対応したICカードリーダーとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

2. 積算方法等

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

3. 特記仕様書への明示

CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の対象工事は別紙の例に従い、特記仕様書へ明示すること。

4. 適用

本通知は、令和4年7月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の積算について」（令和2年5月28日付け国技建管第1号。以下「旧通知」という。）は廃止する。

＜特記仕様書記載例＞

○. CCUS現場利用料等について

当初においては計上していないが、【受注者がCCUSの活用に取り組む場合は】^(※) 下記①、②の項目を支出実績、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料等」として精算変更時に費用計上するものとする。なお、費用計上にあたっては、支出実績、現場での使用実績が確認できる資料を監督職員に提出すること。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は積上げ計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

（※）CCUS活用推奨モデル工事の場合【 】内の記載を追記する。

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
表題	建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の積算について	建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算について
柱書き	建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、「建設キャリアアップシステムの活用について」（令和2年5月14日付け国地契第7号、国官技第35号、国北予第8号）により、国土交通省直轄工事において取り組む事項を定めたところであるが、このうち、当該通知において規定するCCUS義務化モデル工事における積算上の取り扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。	建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、「建設キャリアアップシステムの活用について」（令和4年4月28日付け国会公契第2号、国官技第2号、国北予第1号）により、国土交通省直轄工事において取り組む事項を定めたところであるが、このうち、当該通知において規定するCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事における積算上の取り扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。
柱書き	CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。 この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。また、予定価格の設定にあたり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。	<u>CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事のうち受注者がモデル工事に取り組む場合において</u> 、CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。 この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。また、予定価格の設定にあたり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。
3. 特記仕様書への明示	<u>記載なし</u>	<u>CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の対象工事は別紙の例に従い、特記仕様書へ明示すること。</u>
4. 適用	<u>本通知は、令和2年5月28日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。</u>	<u>本通知は、令和4年7月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。</u> <u>「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の積算について」（令和2年5月28日付け国技建管第1号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和4年6月30日までに入札公告等を行った工事については、旧通知による。</u>

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
別紙	記載なし	<p><u><特記仕様書記載例></u></p> <p><u>○. CCUS現場利用料等について</u></p> <p><u>当初においては計上していないが、【受注者がCCUSの活用に取り組む場合は】^(※) 下記①、②の項目を支出実績、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料等」として精算変更時に費用計上するものとする。なお、費用計上にあたっては、支出実績、現場での使用実績が確認できる資料を監督職員に提出すること。</u></p> <p><u>①カードリーダー設置費用</u></p> <p><u>カードリーダーの購入費用について、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。</u></p> <p><u>なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は積上げ計上しない。</u></p> <p><u>②現場利用料（カードタッチ費用）</u></p> <p><u>現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。</u></p> <p><u>（※）CCUS活用推奨モデル工事の場合【 】内の記載を追記する。</u></p>

事務連絡
令和4年5月17日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

国土交通省直轄工事における
建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事
の積算について（参考）

国土交通省直轄工事における建設キャリアアップシステムの活用については、「国土交通省直轄工事における建設キャリアアップシステムの活用について」（令和4年5月17日付け事務連絡）により、参考送付させていただいたところです。

今般、国土交通省直轄工事における建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算について、別添のとおり、各地方整備局等宛てに通知しておりますので、参考送付させていただきます。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いいたします。

国技建管第1号
令和4年4月28日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算について

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、「建設キャリアアップシステムの活用について」（令和4年4月28日付け国会公契第2号、国官技第2号、国北予第1号）により、国土交通省直轄工事において取り組む事項を定めたところであるが、このうち、当該通知において規定するCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事における積算上の取り扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事のうち受注者がモデル工事に取り組む場合において、CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。

この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。また、予定価格の設定にあたり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。

1. 用語の定義

①カードリーダー

CCUSに対応したICカードリーダーとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

2. 積算方法等

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

3. 特記仕様書への明示

CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の対象工事は別紙の例に従い、特記仕様書へ明示すること。

4. 適用

本通知は、令和4年7月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の積算について」（令和2年5月28日付け国技建管第1号。以下「旧通知」という。）は廃止する。

<特記仕様書記載例>

○. CCUS現場利用料等について

当初においては計上していないが、【受注者がCCUSの活用に取り組む場合は】^(※) 下記①、②の項目を支出実績、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料等」として精算変更時に費用計上するものとする。なお、費用計上にあたっては、支出実績、現場での使用実績が確認できる資料を監督職員に提出すること。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は積上げ計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

(※) CCUS活用推奨モデル工事の場合【 】内の記載を追記する。

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
表題	建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の積算について	建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算について
柱書き	建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、「建設キャリアアップシステムの活用について」（令和2年5月14日付け国地契第7号、国官技第35号、国北予第8号）により、国土交通省直轄工事において取り組む事項を定めたところであるが、このうち、当該通知において規定するCCUS義務化モデル工事における積算上の取り扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。	建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、「建設キャリアアップシステムの活用について」（令和4年4月28日付け国会公契第2号、国官技第2号、国北予第1号）により、国土交通省直轄工事において取り組む事項を定めたところであるが、このうち、当該通知において規定するCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事における積算上の取り扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。
柱書き	CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。 この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。また、予定価格の設定にあたり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。	<u>CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事のうち受注者がモデル工事に取り組む場合において、</u> CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。 この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。また、予定価格の設定にあたり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。
3. 特記仕様書への明示	<u>記載なし</u>	<u>CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の対象工事は別紙の例に従い、特記仕様書へ明示すること。</u>
4. 適用	<u>本通知は、令和2年5月28日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。</u>	<u>本通知は、令和4年7月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。</u> <u>「建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の積算について」（令和2年5月28日付け国技建管第1号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和4年6月30日までに入札公告等を行った工事については、旧通知による。</u>

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
別紙	記載なし	<p><u><特記仕様書記載例></u></p> <p><u>○. CCUS現場利用料等について</u></p> <p><u>当初においては計上していないが、【受注者がCCUSの活用に取り組む場合は】^(※) 下記①、②の項目を支出実績、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料等」として精算変更時に費用計上するものとする。なお、費用計上にあたっては、支出実績、現場での使用実績が確認できる資料を監督職員に提出すること。</u></p> <p><u>①カードリーダー設置費用</u></p> <p><u>カードリーダーの購入費用について、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。</u></p> <p><u>なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は積上げ計上しない。</u></p> <p><u>②現場利用料（カードタッチ費用）</u></p> <p><u>現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。</u></p> <p><u>（※）CCUS活用推奨モデル工事の場合【 】内の記載を追記する。</u></p>